

2019年2月6日

滋賀県後期高齢者医療広域連合長 橋川 渉 様

日本共産党滋賀県委員会
日本共産党滋賀県議会議員団
日本共産党滋賀県地方議員団

75歳以上後期高齢者のいのちと健康を守るため、「健康診査」を拡 充し、後期高齢者保険料の負担軽減を求める緊急申し入れ

後期高齢者医療制度が施行されて丸10年が経過しました。日本共産党は、当初から75歳以上の人を「後期高齢者」と呼び他の世代から切り離し際限のない負担増と差別医療を押しつけるものだとして制度の問題点を指摘し、制度そのものの廃止を求めてきましたが、この間の動きはまさにその指摘通りの結果となっています。

後期高齢者医療保険料は、この間、2年に一度見直して、そのたびに引き上げられてきました。負担軽減対策も所得割・均等割とも大幅に改悪され、加入者の負担増となっています。今後もさらに高齢者が増え、医療費が増えれば直接保険料引き上げに連動するという根本矛盾をもっています。

75歳以上を対象とした「健康診査」も平成27年度から生活習慣病受診者等を健診対象から除外する措置がとられました。対象者から批判の声とともに日本共産党滋賀県地方議員団の申し入れで、その後「一年間に血液検査等を受けている人以外は対象とする」と一定改善されました。確かに厚生労働省の「標準的な健診・保健指導プログラム」(平成19年版)には、75歳以上の健康診査について、「糖尿病等の生活習慣病についてかかりつけ医を受診している者については、必ずしも健康診査を実施する必要はないと考えられる」との記述があります。ところがこの点も日本共産党地方議員団の政府交渉を受けて、平成30年度版では、制限記述が削除され「75歳以上の者についても、65歳以上74歳未満の者と基本的に同じことが言える。…包括的な疾病管理が重要である」との記述に変更されました。ところが滋賀県後期高齢者医療広域連合が発行する「平成30年度のガイドブック」23頁の「健康診査」の項では「生活習慣病により医療機関で定期的に受診されている方は、…健診の対象とはなりません」と従来の記述になっています。

そこで、次の点について、改善を求めるものです。

- ① 75歳以上高齢者の多くは、年金を主たる収入としています。その年金額は年々引き下げられる一方なのに、後期高齢者医療保険料の負担は増えるばかりです。公費負担を増額し、高齢者の負担を軽減するための対策を講じていただきたい。
- ② 資格証明書の発行など「保険証」の取り上げは絶対に行わないこと。
- ③ 75歳以上高齢者の健康診査については、厚生労働省の「標準的な健診・保健指導プログラム」にもとづき、病院や施設入所の人を除いて基本的には、健診の対象とし、「健診案内」を通知すること。そのうえで受診促進を図り、病気の早期発見・治療に力点を入れた保健指導を拡充すること。

以上。